指定介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

一大切に保管ください―

医療法人財団 友朋会 アートリハ

【友朋会 指定介護予防通所リハビリテーション事業内容のご説明】

指定介護予防通所リハビリテーションのサービス提供にあたり、厚生省令第35号第123条 (第8条) に基づいて、当事業者があなたにご説明すべき事項は次のとおりです。

1.事 業 者

事	業者	の名	称	医療法人財団 友朋会
事	業 所 σ.) 所在	E 地	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919
法	人	種	別	医療法人財団
代	表	者	名	理事長 中 川 龍 治
電	話	番	号	0954-43-0157
指定年月日及び指定番号			番号	平成11年10月22日 4161790011

2.ご利用の事業所

事業者の名称	アートリハ
事業所の所在地	福岡県福岡市南区大楠2丁目15番28号
管 理 者 の 氏 名	院長芹川佳代子
電話番号	092-534-5151
指定事業所番号	4071100210

3. 事業目的と運営の方針

	医療法人財団友朋会が設置運営する指定介護予防通所リハビリテーション
事 業 目 的	事業は、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常
	生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
	指定介護予防リハビリテーション事業は、要支援状態等となった場合に
	おいても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力
事業の運営方針	に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、芸術療法その他必要
	なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能・生活
	機能の維持・向上を図ります。

【当事業所をご利用の際に留意いただく事項】

1. 利用者に注意していただきたい点

- 1) 利用者は、管理者の定める日課に従って下さい。
- 2) 利用者は、管理者、その他職員の指導又は指示に従い、粗暴な行動はご遠慮下さい。
- 3) 利用者は、きめられた場所以外での喫煙はできません。
- 4) 利用者は、騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 6) 利用者は、衣類及び物品には自分の物とわかるように名前を記入して下さい。
- 7) 利用者は、利用料を指定期間内に支払うものとする。支払わない場合は、その後の 利用ができない可能性もあります。
- 8) 利用者は、利用時間を厳守して下さい。

2. 守秘義務

指定介護予防通所リハビリテーションの従業者は、利用者やご家族の秘密を一切漏らすことはありません。但し、より良いサービスを提供するために、利用者やご家族の個人情報が必要の際は、担当介護支援専門員及び主治医に対して、必要な情報を提供する場合があります。また、従業者が退職後その業務上知り得た利用者やご家族の秘密を漏らすことがないよう誓約書を交わし、教育指導を徹底致します。

3. 損害責任

当事業所は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、事実関係を確認の上、速やかに損害を賠償します。但し、利用者または 利用者のご家族に過失がある場合は、賠償額を減額または支払わない事があります。

(転倒・外傷・骨折・誤嚥・誤飲・誤薬・異食・火傷・通所者間のトラブルなど)

4. 職員の職種・人数及び職務内容

従	業者のほ	職 種	人数	X	分	職務内容
医		師	常勤1	名以上	(専従)	利用者の保健衛生及び医療に関する業務 に従事します
作	業療法	<u> </u>	常勤1名以上(専従)		(専従)	医師の指示により、利用者の機能回復に 関する業務に従事します
一看	-看 護 師一 常勤2名以上(専従) 医師の指示に		医師の指示により、利用者の保健衛生及利用者			
一介	護職	員	常勤2	名以上	(専従)	の看護・介護業務に従事します

5. 職員の勤務体制

従事者の職種	勤	務 内 容
管 理 者	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤で勤務
医 師	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤
作業療法士	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤・非常勤で勤務
看 護 師	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤・非常勤で勤務
准 看 護 師	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤・非常勤で勤務
介 護 福 祉 士	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤・非常勤で勤務
介 護 職 員	8:30~17:00	月曜日から土曜日常勤・非常勤で勤務

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとなっています。 但し、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時までとなっています。

7. 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員

利用定員は、40人となっています。

8. 指定介護予防通所リハビリテーションの利用料金

介護度	指定介護予防通所リハビリテーション費
要 支 援 1	2 2 6 8 円/月
要 支 援 2	4 2 2 8 円/月

9. その他の利用料(加算)

サービス提供体制強化加算	①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める 割合が100分の70以上であること ②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上勤	要支援1	88円/月
I 1 • .2	※①・②いずれかに該当	要支援2	176円/月
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割	要支援1	72円/月
I 1•2	合が100分の50以上であること	要支援2	144円/月
サービス提供体制強化加算	①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める 割合が100分の40以上であること	要支援1	24円/月
Ⅲ 1•2	②勤続7年以上の介護福祉士が30%以上勤務 ※①・②いずれかに該当	要支援2	48円/月

若年性認知症利用者受け入れ加算

加算単位数	内	容
	受け入れた利用者ごとに個別に担当を定め、 ズに応じてサービスを提供する。※40歳	

- ※1カ月利用料及び加算に特別地域加算(福岡市=1.055)を乗じて、月毎の請求となります。
- ※1カ月利用料は1割の負担金の表記をしております。規定により割合負担金が変わります。

• その他の費用

日 額 600円が必要です				
食費として	550円			
日用品費として	50円			
利用確認				
オシボリタオル 🛚	ペーパータオル 🛚	ミネラルウォーター 🛘	洗口材(モンダミン) □	

10. リハビリテーションの内容

種類	内容
	主治医による診察があります。また、毎日看護師が体温・血圧・脈拍測定
健康管理	を行い、食事摂取・排泄状況・睡眠状態の確認を行います。
	月1回 体重測定を行います。
機能訓練	作業療法士による利用者の状況に応じた機能回復訓練を行い、日常生活動
1	作の維持・回復に努めます。
排泄の援助	利用者の状況に応じて排泄の援助を行います。おむつ使用の方も排泄の自
排池の援助	立を目標に時間誘導・排泄介助を行います。
食事の援助	利用者の状況に応じて環境を整え、自分で食べることができる喜びを基本
良事の援助 	として援助致します。
	絵画・陶芸・音楽療法を行い、物を作る喜びや記憶の再生と
芸術療法	保持に努めます。また、年中行事を通して生活に変化を持って頂く援助を
	行います。(活動内容は利用者の希望も取り入れてます)
年中行事	バスハイク、運動会、雛祭り、七夕会、敬老会、クリスマス会、
	郷土料理会、作品展示会など実施しています。
感染予防	健康チェックの後、昼食時、帰宅前にうがい薬を使いうがいをします。
	また、手洗いの励行、昼食後の歯磨きも行います。

11. 事業の実施地域

事業の実施地域は、主に福岡市中央区・南区・城南区などです。

12. 苦情など申し立て先

〈当事業所〉 (窓口) 医療法人財団 友朋会 ものわずれメンタルクリニック 092-534-5151 (担当者) ものわずれメンタルクリニック 事務 主任 江藤 正博 〈当事業所本部〉 (窓口) 医療法人財団 友朋会 嬉野温泉病院 0954-43-0157 (担当者) 医療ソーシャルワーカー 窓口担当者 〈行政機関〉 (窓口) 南区保健福祉センター福祉・介護保険課 092-559-5125 中央区保健福祉センター福祉・介護保険課 092-718-1102 福岡県国民健康保険団体連合会 092-642-7859

※当事業所は、相談・苦情に対して解決の体制を整備しています。また、必要に応じて法人本部の介護福祉事業苦情相談解決検討委員会へ報告を行い、解決方法を検討し改善に努めるとともにご意見をお寄せいただいた皆様方へその結果をご報告いたします。

13. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため定期的な避難・ 救出、その他必要な訓練を行います。